

第 4 章

計画の実現に向けて

計 画 の 実 現 に 向 け て

別府市における男女共同参画社会の実現をめざして、この計画が効果的に実施されるように、推進体制の充実をはかります。

「男女共同参画プラン」の普及

広く市民にこの計画が浸透するように、あらゆる機会を通じて広報・啓発に努めます。

庁内推進体制の充実

- (1) 男女共同参画社会の実現をめざし諸施策を総合的に推進するため、市長を本部長とし全部局長で構成する「別府市男女共同参画推進本部」と幹事課長により構成する「幹事会」を設置し、全庁体制で諸施策を推進していきます。
- (2) 定期的に諸施策の進捗状況を点検・評価し、計画の進行管理を行いながら効果的な施策の展開をはかります。
- (3) 男女共同参画社会の実現を促進するため、条例制定について検討します。

市民・各種団体・企業等との協力・連携

- (1) 市民一人ひとりが男女共同参画社会の実現を、自らのこととして考え、一人の人間として身近なことから積極的に取り組むように意識の啓発に努めます。
- (2) 男女共同参画を推進していく団体や企業等の自主的な活動を支援します。
- (3) 男女共同参画を推進するため、都市宣言について市民と共に検討します。

別府市男女共同参画推進懇話会との連携

学識経験者など市民の代表者で構成する「男女共同参画推進懇話会」に対し各種施策の実施状況の報告を含め、広く意見を求め、施策に反映します。

国・県等関係機関との協力・連携

国・県・他市町村・関係機関等とも連携を保ちながら、計画を推進します。

市民の活動拠点の充実

男女共同参画社会を実現するため、男女各層の幅広い市民が学習及び交流を行い、また、情報収集や相談のできる場として、既存施設の充実を含めて、拠点施設の設置を検討します。

